

東京都立小平西高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為であるため、いじめは絶対に許さないという雰囲気を組織的に構築する。
- (2) いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応するとともに、保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携により、解決に導いていく。
- (3) いじめが起因となるような変化を見逃さないために、教職員個々だけでなく、教職員が一丸となって生徒の変化に対して常に注視していく。
- (4) いじめを未然に防止するためにスクールカウンセラー、スクールサポーター、関係機関及びPTA等と緊密に連携する。
- (5) いじめが発生した場合、組織的に対応し、学校いじめ対策委員会が核となり、解決に当たる。

2 学校及び教職員の責務

「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」の基本理念に則り、在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ防止及びいじめの早期発見、早期解決の中心的な役割を果たす。また、教職員の「いじめ」問題に関する意識をより一層高めていく。

イ 所掌事項

- いじめ発生の防止
- いじめ発生時の迅速な対応
- いじめ防止に関する研修の実施
- いじめ防止に関する定期的な会議の開催

ウ 会議

各学期に1回程度開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、生活指導主任、教務主任、進路指導主任、総務保健主任
各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、警察関係者(スクールサポーター)等

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動に対し、効果的な対応策を講じるとともに、問題行動の未然防止を図るため、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって連携する。

イ 所掌事項

- いじめ発生の防止
- いじめ発生時の迅速な対応
- いじめに関する情報の共有及び発信
- いじめに関する解決策の策定及び周知

ウ 会議

各学期に1回程度実施。「学校いじめ対策委員会」を兼ねて開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、生活指導主任、教務主任、進路指導主任、総務保健主任
各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、警察関係者(スクールサポーター)等

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 学級担任や部活動顧問による潜在的に問題を抱えた生徒への個人面談の実施

「元気がない」「落ち着きがない」など気になる生徒に対して、随時面談を行い、生徒の実態の的確な把握に努める。場合によっては保護者を交えた三者面談を実施する。

イ SOSの出し方やいじめに関する授業の実施

各教科の授業やHR活動において、青少年の心理について学習していく中で、いじめに関する内容を取り扱うとともに、SOSの出し方についてDVD教材を活用しながらいじめの未然防止に取り組む。

ウ 生徒会を中心としたSNS学校ルールの策定及びいじめ防止の呼びかけの実施

教員の指導のもと生徒会執行部が中心となってSNS小平西ルールを策定するとともに、SNS小平西ルールに加えいじめ防止に関するポスターを作成し、校内に掲示することで生徒及び教職員のいじめ防止に関する意識を醸成する。

エ 人権に関する教職員研修の実施

いじめがいかに基本的人権を踏みにじる行為であるかを教職員が再認識することで、教職員がいじめの未然防止に関する高い意識を保ち続けられるように働きかける。

オ スクールカウンセラーやスクールサポーター及びPTAとの連携

外部人材を活用することで、いじめ問題に対して学校だけの問題にせず、多くの関係機関が注視しているということを校内に周知していく。

(2) 早期発見のための取組

ア スクールカウンセラーとの全員面接の実施

1学期中にスクールカウンセラーによる1年生全員面接が実施できるように、養護教諭が中心となり計画を立てる。そこで判明した情報を生活指導主任、学年主任、学級担任等で共有し、潜在的に問題を抱える生徒について共通理解を図るとともに、いじめが疑われる内容であれば、養護教諭等が学校いじめ対策委員会に報告する。

イ 生活実態調査の実施

生徒の「生活実態調査」を実施し、生徒の生活リズムや交友関係を各学級担任が把握し、実態を学校全体で共有する。

ウ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーは、いじめが疑わしい事項がある場合、ただちに学校管理職に報告し、当該生徒の様子をスクールカウンセラー活動報告書に記録する。その情報を生活指導主任、学年主任、学級担任等で共有し、いじめの早期対応を図る。

エ 保健室来室記録の活用

いじめに関することで保健室へ相談に訪れた生徒があった場合、養護教諭は、当該生徒の様子を逐次記録するとともに、学校管理職等に報告する。さらに、養護教諭は、生活指導主任、学年主任や学級担任と連携して情報の共有化を図り、事実の把握と、その拡大防止に努める。

オ いじめの早期発見のためのアンケートの活用

生徒を対象とした「いじめの早期発見のためのアンケート」を年間3回以上実施する。生徒の実態を踏まえ、最も効果的な方法を検討して実施し、結果を分析・活用することで、いじめの早期発見に努める。

(3) 早期対応のための取組

ア 軽微ないじめも見逃さない

いじめに類する行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめの定義をすべての教職員が、正しく理解して迅速に対応する。いじめ認知件数が多いことは問題であるという誤った認識を払拭し、教職員一人一人の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめも見逃さずに、これを的確に把握していく。

イ 学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応

いじめの事実を把握したときは速やかに学校いじめ対策委員会へ報告・連絡することにより、あらゆるいじめに対して、教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む。学校いじめ対策委員会において、実態に応じて最善の対応策を検討した上で決定し、教職員に周知後、直ちに実行する。

ウ 被害生徒の安全確保とケアの実施

被害生徒の身の安全を最優先する。具体的には保健室登校や別室登校などを考慮して学習権を確保する。また、心身のケアを養護教諭及びスクールカウンセラー等を中心に実施し、被害生徒が速やかに通常の学校生活に戻れるようにしていく。

エ 加害生徒への指導

いじめを行った背景を理解した上で、なぜいじめがいけないのかを分からせるために一定期間粘り強い指導を行う。指導内容としては、反省文の作成、被害者への謝罪文の作成や学校内外の清掃活動などの奉仕体験活動等とし、効果を確認しながら行う。

オ いじめを知らせた生徒の安全確保とケアの実施

いじめの事実を知らせた生徒が、周囲から孤立しないように最大限の配慮を行う。具体的には学級担任が養護教諭及びスクールカウンセラーと連携しながら常に目を配り、当該生徒の様子に変化がないかを日々注視する。

カ 関係者との連携

スクールカウンセラー及びスクールサポーター、場合によっては地域の心療内科医等の専門的な見地からの意見を集め、いじめの根源となっているものを発見し、いじめが拡散しないようにする。

(4) 重大事態への対処

ア 被害生徒の保護

加害生徒と物理的に隔離し、被害生徒が安心して過ごすことができる環境を学校内に確保する。その際には必ず教職員が寄り添うようにする。被害の生徒が二度といじめを受けることのないよう、全教職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保する。被害生徒の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまでは継続的な支援を続ける。

イ 被害生徒の保護者への対応

被害生徒が安心して学校生活を送れるようにするための支援の方策について、保護者に説明したり意見を聴取したりして、理解を得るとともに、そうした対応の結果、どのように状況が改善されたかを、定期的に報告する。

ウ スクールカウンセラーの活用

被害生徒の心身のケアについて専門的な見地から指導・助言をいただき、被害生徒が一刻も早く心身の健康を取り戻せるようにする。加害生徒の行為の背景には、例えば加害生徒が過去に深刻ないじめを受けていたときに生じた心の傷が原因となっている場合もあることから、必要に応じて、教職員やスクールカウンセラーが面接等を通して、更生のための支援を行う。

エ 加害生徒に対する働き掛け

複数教員で適切に役割分担をしながら加害生徒の行為に対して、毅然とした態度で、いじめは絶対に許されないことを指導する。その上で、全教職員の総力により、再び同

様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止する。加害生徒に繰り返し指導したにもかかわらず、いじめの行為を続けるなど、被害生徒等が安心して学習できるようにならない場合には、必要に応じて、加害生徒を被害生徒が学習する教室以外の教室等で学習させる。犯罪行為として取り扱われるべきと思われるなど、重大性が高い場合には、速やかに所轄の警察署に連絡し、連携して対処する。加害生徒の反省が見られない場合等、被害生徒に対して、今後も生命、身体、財産の被害を及ぼす可能性がある場合は、直ちに警察に通報して援助を求める。加害生徒への指導を継続的に行っているにもかかわらず、被害生徒や周囲生徒の学習が妨げられる等、状況に改善が図れないと判断した場合には、校長による訓告等の懲戒を加える。また、東京都教育委員会とは、学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめをやり続ける場合は、加害生徒の保護者に対して出席停止を命ずる等、被害生徒や周囲生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。

オ 加害生徒の保護者に対する働き掛け

事前に学校としての指導や対応の方針を説明し、理解を得る。被害の保護者と加害の保護者の認識が異なり、関係が悪化したり争いが起こったりすることなどが想定される場合には、校長は、所管教育委員会の助言を受けながら、互いが面会する機会を設定し、問題の解決に向けて双方が理解し合えるよう調整を図る。加害生徒の保護者が子育てに悩みを抱えている場合等には、スクールカウンセラーが相談に応じるなどして、学校と保護者の信頼関係の構築に努める。

カ 外部人材や関係機関等と連携した支援

いじめによる重大事態が発生した時は、副校長を中心に警察機関及び保護者等と連携を図るとともに、速やかに学校いじめ対策委員会を開催して個人情報に十分留意した上で、事実経過や学校の対応等の現状についての的確に説明する。広く意見を募った上で、重大事態の解決に向けて組織的に対応する。被害生徒や周囲生徒が受けた身体への被害については、医療機関等と連携し、完全に治癒するまでその状況を確認する。財産への被害については、警察の方針を踏まえ、必要に応じて、学校又は教育委員会と加害生徒及びその保護者とが十分に協議し、適切にその回復がなされるよう努める。精神的な被害については、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉分野の専門家と連携して支援を行う。

キ 通報体制の構築

重大事態が発生したときは、関係する情報を一本化し、東京都教育委員会と連携して、管理職を中心とした体制で当たる。情報のやり取りの窓口は副校長に一本化する。

5 教職員研修計画

(1) いじめの防止等のテーマの研修会

スクールカウンセラーを講師とした、いじめの早期発見やいじめの防止等のテーマの研修会を年に1回程度実施する。

(2) スクールサポーター等の招聘

スクールサポーター等を講師として招聘し、いじめの実態等に関しての講義を通して教職員のいじめ防止に関する意識を高めていく。年に1回実施する。

(3) その他

東京都教育委員会が実施する夏季集中講座「いじめ防止に関する研修」に若手教員を中心に受講させ、研鑽した内容を校内研修会等で伝達させ、情報の共有化を図る。

6 保護者との連携及び啓発推進に関する方策

(1) P T A理事会及び定例会の活用

定期的に開催されるP T A理事会等において、いじめ防止対策推進法及び東京都いじめ防止対策推進条例に基づき、東京都立小平西高等学校いじめ防止基本方針を策定したことを伝え、いじめ防止について一層の協力を求めていく。P T A広報誌でその旨を報じてもらう。

(2) スクールカウンセラー活用の呼び掛け

スクールカウンセラーの活用について、学校が定期的に発行するスクールカウンセラーだよりや長期休業期間中の過ごし方のお知らせ等を通じて、スクールカウンセラーへの相談申込みの方法を生徒及び保護者向けに周知・徹底する。

(3) 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知

スクールカウンセラーからの助言等を通して、全ての教職員が教育相談の技能を身に付け、生徒の悩みや不安に対して、適切に相談に応じられるようにする。そして、学校は生徒や保護者にいつでも全ての教職員が相談に応じられることを繰り返し伝える。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 地域住民からの情報提供や通報

地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者）等が、いじめを含む生徒の気になる様子を見たり聞いたりした場合には、速やかに学校に通報してもらえるようにする。

(2) 警察、児童相談所等関係機関からの情報提供

警察・児童相談所等、生徒の校外での行動、家庭での状況に関わり、問題の解決に向けて専門的に対応する関係機関には、日常的な情報共有や「学校サポートチーム」の定期的な会議の機会に、情報の提供を依頼するなどして緊密な連携・協力体制を築く。

(3) 警察への通報

社会通念上のいじめ発生（重大事態）が疑われるときは、速やかに警視庁小平警察署への通報を行い、学校としてどのようなことを行うべきか助言してもらう。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価の項目及び方法

生徒、保護者、地域住民及び本校教職員を対象にした学校評価アンケートにおいて、いじめ防止の取組状況について4段階評価でアンケートを実施する。

(2) 学校評価の指標

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた肯定的な回答が生徒及び保護者ともに8割を超えるように目標を設定し、それに向けて組織的にいじめ防止に取り組んでいく。

(3) 学校評価を受けた上での基本方針の改訂について

年度末には、学校の取組の推進状況について、自己評価、生徒による評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を通して、PDCAサイクルの中で検証し、次年度に向けて「基本方針」を改訂する。

その際、年度末に改訂案を企画調整会議に提出し、協議を重ねた上で校長決定とし、次年度の学校経営計画策定に繋げることが望ましい。